

平成18年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

【目次】

1	平成18年度の納付状況等について	
(1)	公的年金制度全体の状況	1
(2)	国民年金保険料の納付状況	3
2	平成18年度の取組と総括について	8
3	平成19年度の収納対策等について	
(1)	平成19年度の収納対策の主な内容	20
(2)	平成19年度における強化事務局の指定	26

平成19年8月
社会保険庁

1 平成18年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

○ 未納者（平成18年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約322万人、未加入者は約18万人。

公的年金加入対象者全体でみると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。

※ 未納者と未加入者を合わせた約340万人は、公的年金加入対象者数の4.8%。

《公的年金加入者の状況（平成18年度末）》

(7,059万人)

公的年金加入者 (7,041万人)					
第1号被保険者 (注1) 2,123万人			第2号被保険者 (3,839万人)		(注1) 第3号被保険者 1,079万人
↑	↑	免除者320万人 特例者・猶予者 208万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注1) 3,379万人	共済組合 460万人 (注4)
		未納者 322万人 (注3)			
		第1号未加入者 18万人	} 340万人		

(注2)

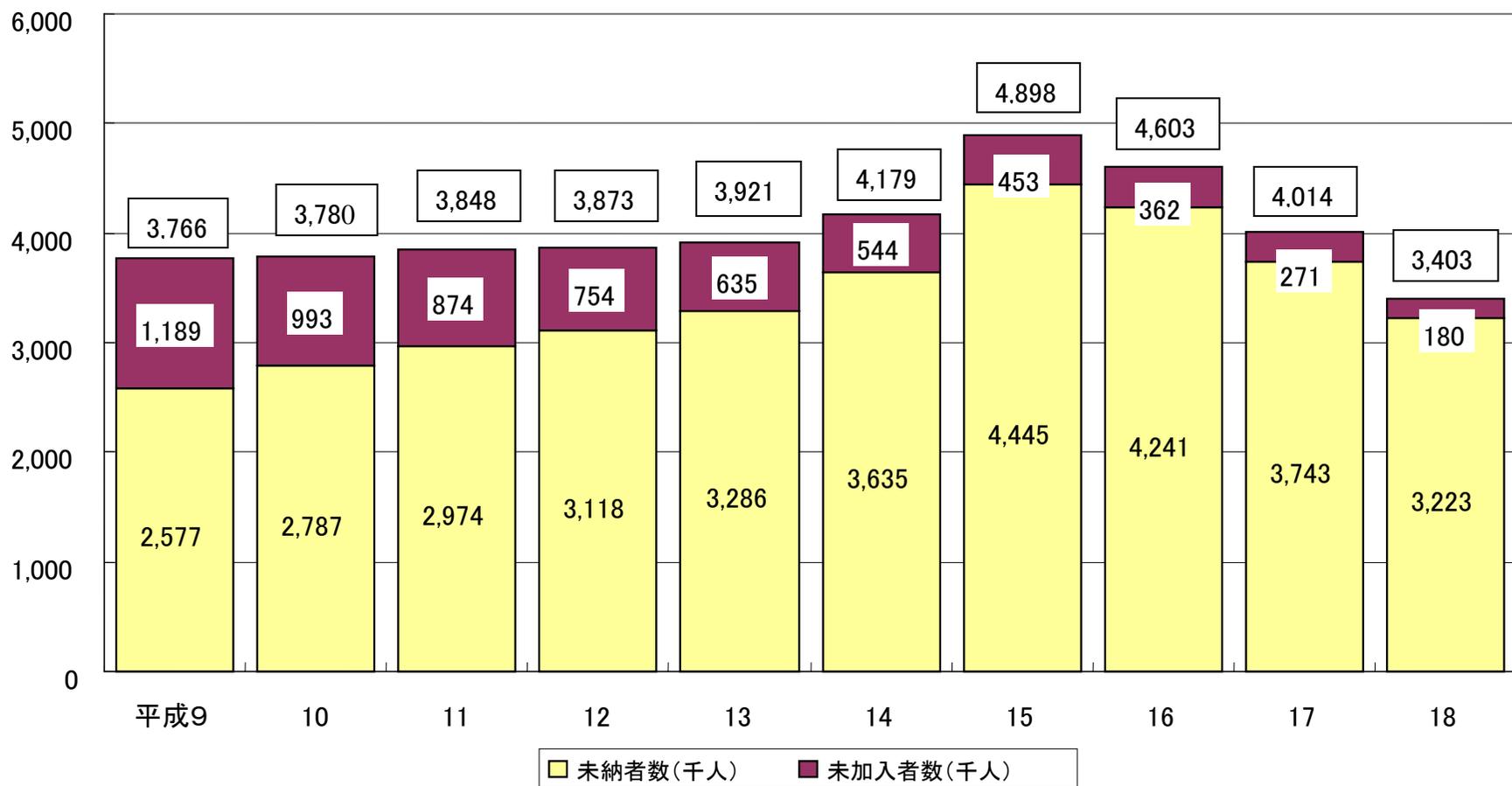
注1) 平成19年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(32万人)を含めて計上している。

注2) 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

注3) 未納者とは、24か月(17年4月～19年3月)の保険料が未納となっている者。

注4) 平成18年3月末現在。

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移(平成9年度～18年度)



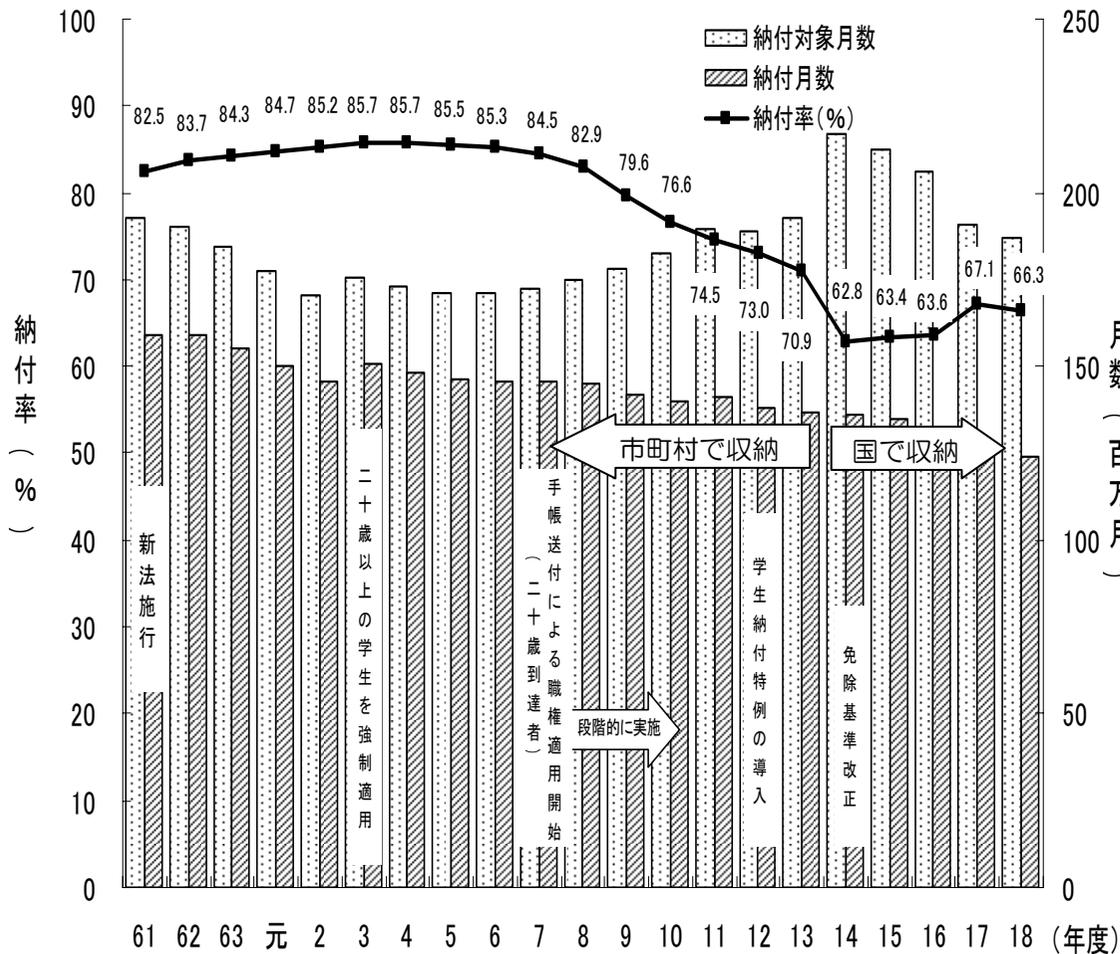
注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成18年度の国民年金保険料の納付率等について



平成18年度の納付率は、66.3%
(対前年度比△0.8%)

$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

納付率の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%	
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%
17年度分保険料			67.1%	70.7%
18年度分保険料				66.3%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付

(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。
 16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

① 納付率の状況

- 平成18年度の現年度分(18年4月～19年3月分)の納付率は、66.3%(対前年度比△0.8%)。

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成17年度 (対前年度比)	12,793万月 (△2.4%)	19,060万月 (△7.5%)	67.1% (+3.5%)
平成18年度 (対前年度比)	12,396万月 (△3.1%)	18,701万月 (△1.9%)	66.3% (△0.8%)

- 過年度分(16・17年度分)の納付率は、17年度末からそれぞれ2.0%、3.6%の伸び。

	16年度末	17年度末	18年度末
平成16年度分 (対前年伸び)	63.6%	66.3% (+2.7%)	68.2% (+2.0%)
平成17年度分 (対前年伸び)	—	67.1%	70.7% (+3.6%)

② 目標納付率との関係

平成18年度の現年度納付率は、目標納付率74.5%に、8.2ポイント及ばなかった。

18年度納付率 (①)	18年度目標納付率 (②)	目標との差 (①-②)
66.3%	74.5%	△8.2%

《目標納付率とは》

平成15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率として80%を設定。
平成16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

〔80%とは・・・20歳到達者に対する職権適用がほぼ完全実施された「平成9年度の納付実績値」(79.6%)を当面の目標値として設定。〕

(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%
(実績) 63.6%	(実績) 67.1%	(実績) 66.3%	

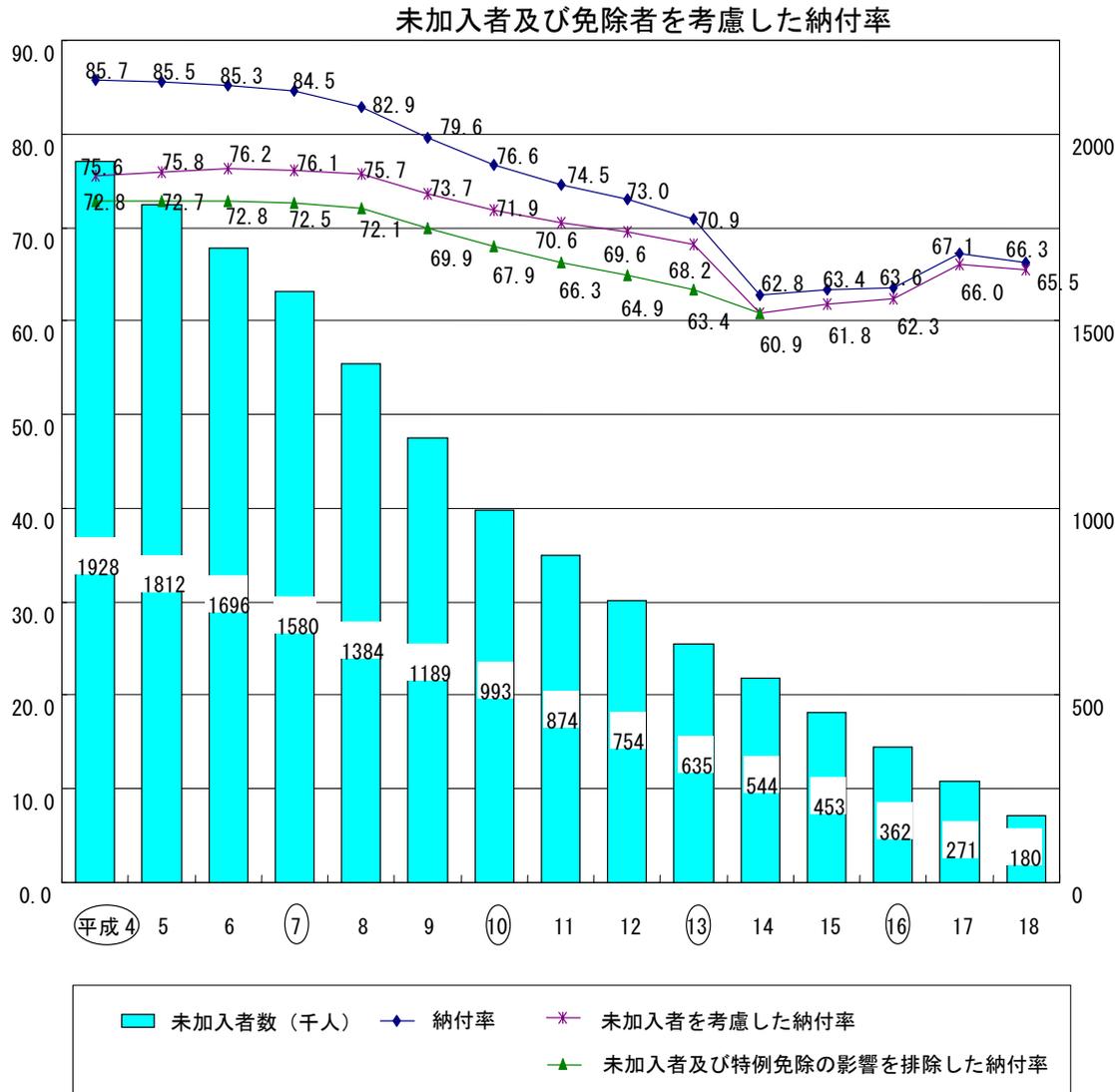
平成20年度の目標納付率について

平成20年度の目標納付率は、従来の目標と同じく80%を維持する。

※ 行動計画の策定に当たっての目安としては、未加入者の減少、免除の適正化等を踏まえて算出した、いわゆる実力ベースの納付率を設定する。

※ 時効までの2年間に最終的に納付された納付率を見ることも一つの指標であり、平成17年度分保険料の納付率が70%を超えたことを踏まえ、平成19年度においては、過年度分納付率も視野に入れ、平成17年度分保険料の納付率を72.7%、平成18年度分保険料の納付率を70.3%とする目標で取り組む。

③ 国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



(注)平成4, 7, 10, 13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

④ 取組結果に係る総括

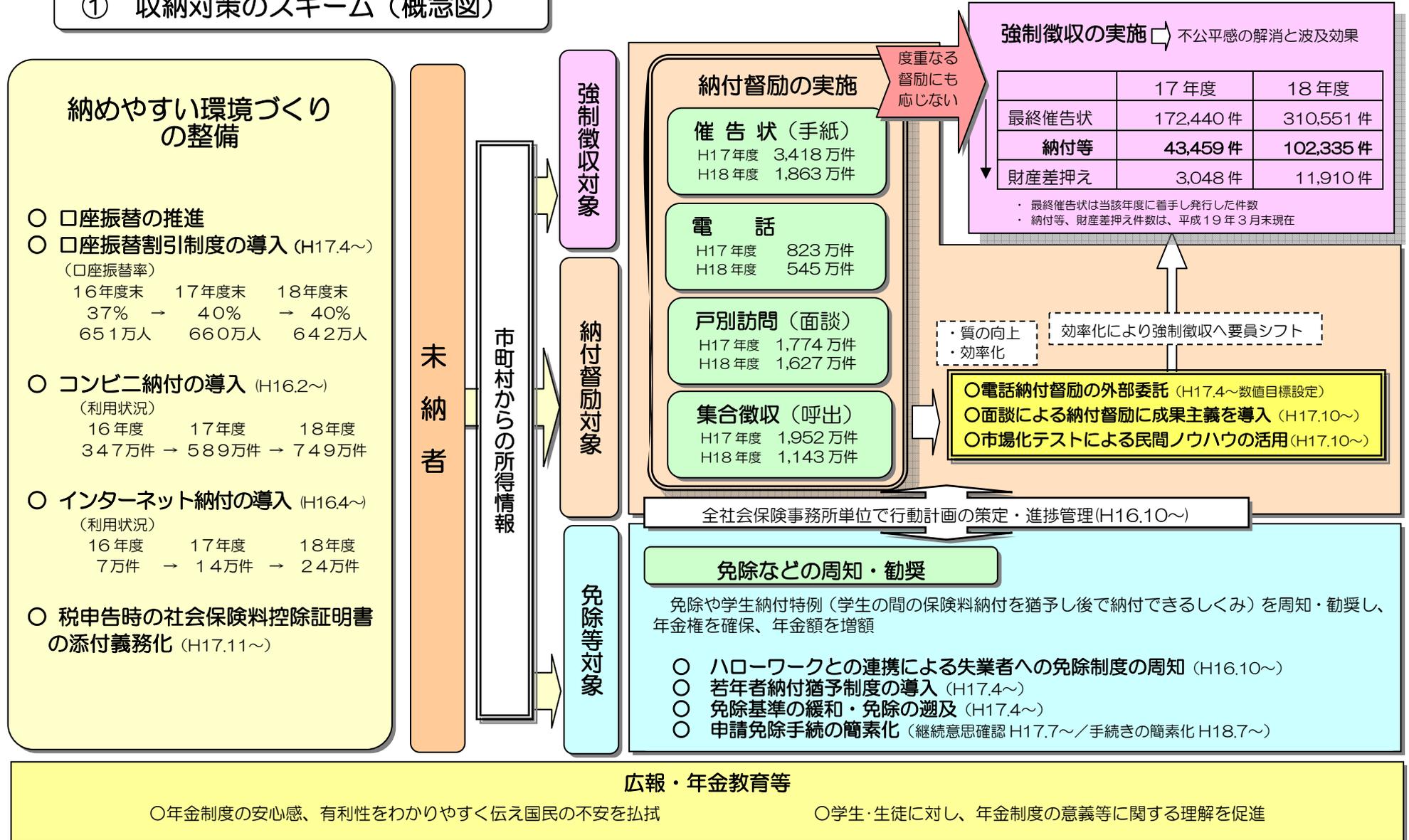
- 平成18年度においては、
 - ① 免除等の不適正事案の事後処理に労力を要し、職員による督促活動が十分に実施出来なかったこと
 - ② 免除承認処理の厳格な執行を図るため、9月から、審査の徹底、事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことにより、承認処理により多くの労力を割くこととなったため、催告状の送付など納付督促の遅れにつながったことなど、取組が十分に行えなかった面がある。

- しかしながら、市町村から提供を受けた所得情報を活用して、納付督促、免除等勧奨及び強制徴収を行うといった、未納者属性に応じた取組は一定の成果を上げることができ、特に、過年度分保険料の収納は着実に増加し、平成17年度分保険料は、平成14年以降初めて納付率で70%を越えた。

- また、未納・未加入者は、平成17年度から約61万人減少しており、第1号被保険者から第2号被保険者への移行の増加に加え、強制徴収の徹底による効果もあり、長期末納者が減少しているものと考えられる。

2 平成18年度の取組と総括について

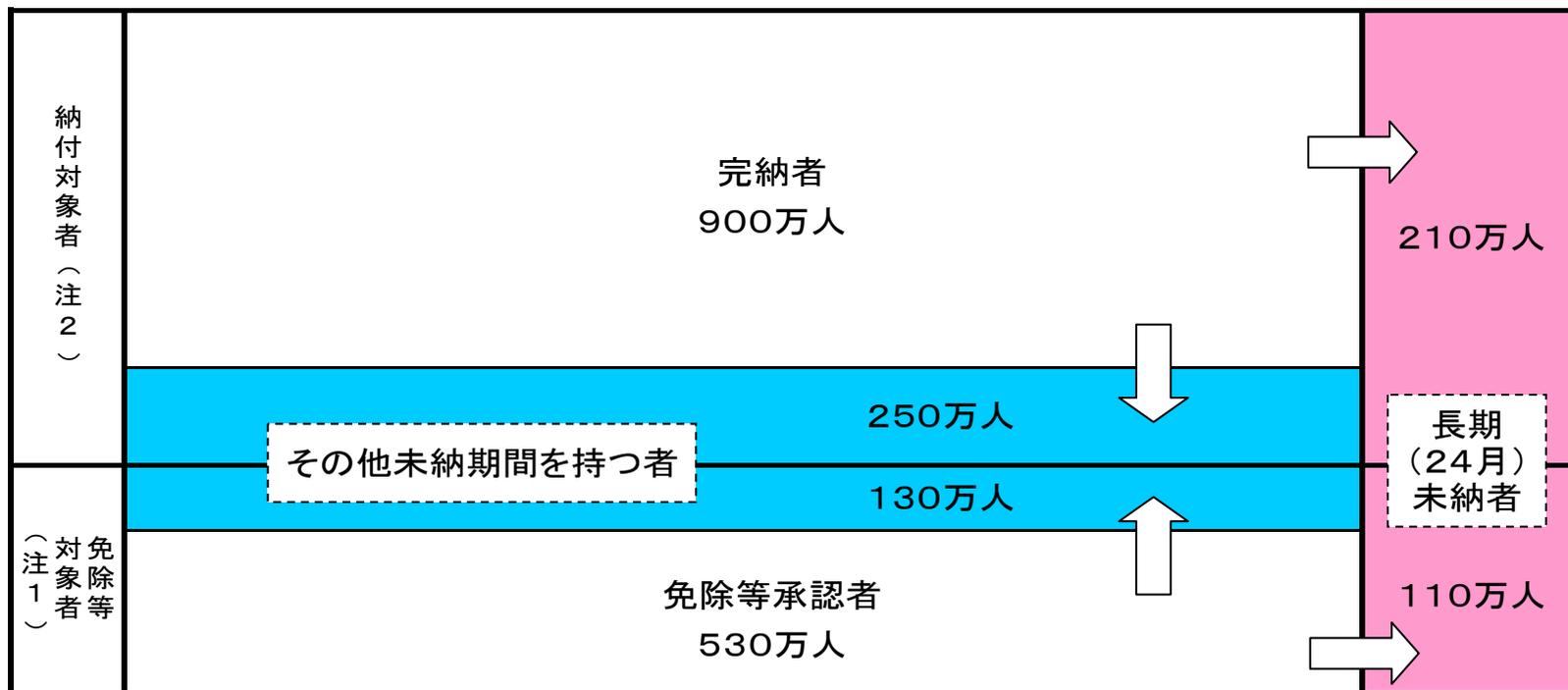
① 収納対策のスキーム（概念図）



② 納付率を分析するための新たな仕組みの導入

- 昨年の国民年金特別対策本部において、免除等の不適正事案を踏まえ、納付率を構成する収納実績（分子）と免除等実績（分母）とをそれぞれ評価することとした。
- また、収納対策の具体的な取組として、未納者の属性を把握し、納付対象者と免除等対象者の両面で、それぞれの属性内の未納者を減らす取組を進めることとした。（イメージ図参照）

平成18年度 第1号被保険者数 約2,120万人 納付率66.3%



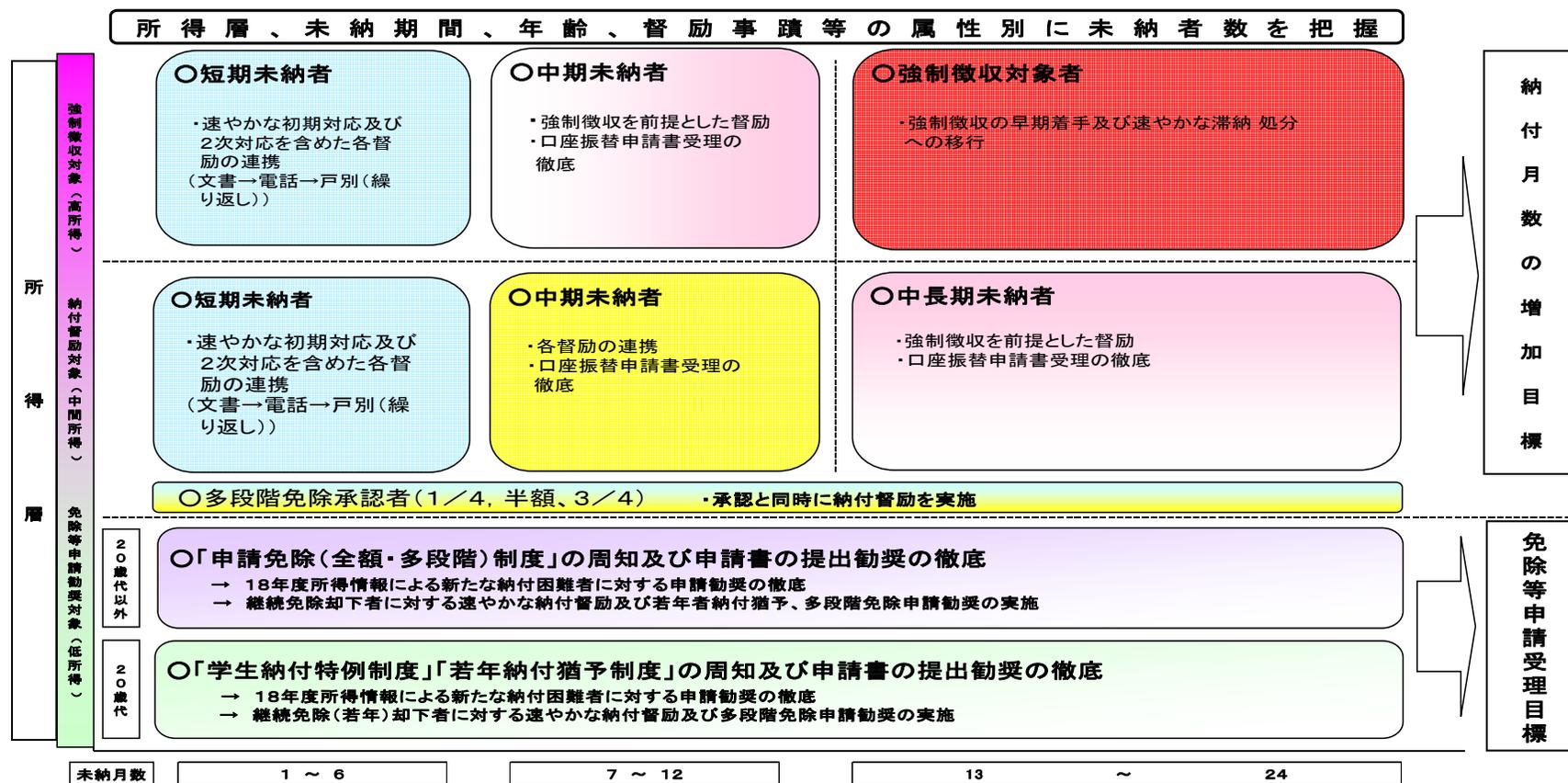
(注1) 「免除等対象者」とは、法定免除、申請全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認基準に該当すると考えられる者。ただし、保険料を全月納付している者を除く。

(注2) 「納付対象者」とは、免除等対象者以外の第1号被保険者(任意加入被保険者含む)。

③ 18年度行動計画における取組

- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督促等を実施。
- また、納付月数の増加目標と免除等申請受理目標をそれぞれ設定し、分子と分母の両面への取組を具体化した。(概念図参照)

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）



④ 行動計画に基づく平成18年度の実施結果

平成18年度の行動計画における取組結果については次のとおり。

《納付督促活動》

	①17年度の実施結果	②18年度の実施結果	対前年度比(②÷①)
電話納付督促	823万件	545万件	66.2%
再掲(委託)	498万件	396万件	79.5%
再掲(職員・収納指導員)	325万件	149万件	45.8%
戸別訪問督促	1,774万件	1,627万件	91.7%
再掲(国民年金推進員)	1,584万件	1,538万件	97.1%
再掲(職員・収納指導員)	190万件	89万件	46.8%
催告状	3,418万件	1,863万件	54.5%
集合徴収	1,952万件	1,143万件	58.6%

※市場化テスト実施事務所は納付督促を行わないことから対象となっていない。

(取組状況)

- ・ 免除等の不適正事案の事後処理に労力を要し、職員による督促活動が十分に実施出来なかった。
- ・ 免除等の不適正事案を踏まえ、免除の承認処理方法を大幅に見直し、9月から、審査の徹底、事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことにより、承認処理により多くの労力を割くこととなったため、催告状の送付など納付督促の遅れにつながった。
- ・ 委託による電話督促及び国民年金推進員による戸別訪問督促については、未納者数が減少していることから、件数は前年度実績を下回っているが、実施は確実にできた。
- ・ 催告状については、免除処理により多くの労力を割くこととなったため、未納者の確定が遅れ、未納者に対して一律に送付する催告状が秋まで送付できない状況であった。また、18年度からは送付対象者を未納者属性に応じて絞り込んで実施することにより効率化を図ることとしたところであり、送付件数が減少している。なお、集合徴収についても、未納者属性に応じて対象者を絞り込んで効率的・効果的に実施することとしたことなどから、対象件数が減少している。

《免除等勸奨》

	①17年度の実施結果	②18年度の実施結果	対前年度比(②÷①)
全額申請免除	291万件	186万件	63.9%
学生納付特例 若年者納付猶予	240万件 〔学生納付特例 177万件〕 〔若年者納付猶予 63万件〕	218万件 〔学生納付特例 176万件〕 〔若年者納付猶予 42万件〕	90.8%

※不適正な処理分を除いた実施結果である。

(取組状況)

- ・ 免除等の不適正事案の事後処理に労力を要し、新規の免除対象者に対する勸奨は、10月まではほとんど実施出来なかった。
- ・ 免除等の不適正事案を踏まえ、免除の承認処理方法を大幅に見直し、9月から、審査の徹底、事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことにより、承認処理により多くの労力を割くこととなったため、新たな免除等勸奨が十分に実施できなかった。

《強制徴収》

	①17年度の実施結果	②18年度の実施結果	対前年度比(②÷①)
最終催告状発行	17万件	31万件	182.4%

⑤ 強制徴収の実施状況

強制徴収の実施状況の推移

- 強制徴収の取組は、着実に増加。
平成18年度においては、督促件数で10万件を超え、差押件数も年間1万件実施。

(単位：件)

		平成15年度中	平成16年度中	平成17年度中	平成18年度中
最終催告件数	(当年度件数)	9,653	31,497	172,440	310,551
	(累計)	9,653	41,150	213,590	524,141
督促件数	(当年度件数)	321	3,724	37,126	121,113
	(累計)	321	4,045	41,171	162,284
差押件数	(当年度件数)	21	125	3,048	11,910
	(累計)	21	146	3,194	15,104

- 強制徴収の拡大に伴って、強制徴収対象者における収納月数も増加。

(単位：月、人)

	平成16年度中	平成17年度中	平成18年度中
納付対象月数	687,707	3,845,209	7,602,671
納付月数	113,447	430,988	894,955
口座振替獲得者数	3,589	12,879	30,877
完納者数	3,291	12,165	25,436

(注1) 平成15年度においては、月数の集計を行っていない。

(注2) 完納者数とは、最終催告又は督促の対象となった未納月について完納した者をいう。

⑥ 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

1 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用する市場化テストモデル事業を、平成 17 年 10 月から 5 力所の社会保険事務所を対象に実施。
- 平成 18 年 7 月からは、30 力所の社会保険事務所を追加して実施。
- 平成 19 年 10 月からは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、さらに 60 力所を追加し、計 95 力所の社会保険事務所を対象に実施。

2 モデル事業の実施状況（平成 19 年 3 月末現在）

○ 実施状況（要求水準）

【実施期間】 18 年 7 月～19 年 9 月（*印は 18 年 10 月～19 年 9 月）

【対象事務所】 35 事務所

【納付月数】 同一事務局内の他の事務所の達成率を

上回っている = 17 力所〔水戸北、水戸南（茨城）、川越、熊谷、浦和（埼玉）、上野、墨田、江戸川、荒川（東京）、鶴見、厚木、相模原、横須賀（神奈川）、名古屋西（愛知）、三宮、兵庫（兵庫）、中福岡（福岡）〕

下回っている = 18 力所〔*弘前（青森）、木更津、佐原、松戸（千葉）、*足立、港、新宿、渋谷、武蔵野（東京）、*熱田（愛知）、下京（京都）、*平野、大手前、今里、福島、難波、城東（大阪）、*宮崎（宮崎）〕

※ なお、モデル事業の実施期間は、平成 19 年 9 月末までであるが、実施状況については、平成 19 年 3 月末までの途中段階のものである。

⑦ その他の状況

所得情報の活用

国民年金保険料の未納者に係る所得情報は、強制徴収や免除等勧奨を行う上で必須の情報であり、必要な時期までに必要な量を確保することが、収納対策を進める上で極めて重要。

平成18年度（19年4月末現在）において所得情報の提供を受けた市町村数は、全市町村の99%（うち磁気媒体での提供75.4%）。

口座振替納付の利用促進

平成17年4月より、口座振替による早期納付を行うことにより保険料の割引が適用される「口座振替割引制度」を導入。

この割引制度の周知と利用勧奨を行ったことにより、確実に安定した保険料収納を確保できる口座振替納付者は642万人となり、口座振替率は40.2%（対前年度±0.0%）となった。

コンビニ・電子納付の利用促進

平成18年度のコンビニエンスストアでの保険料納付の利用件数は749万件（対前年度160万件増）、収納月数は1,158万月（対前年度218万月増）となっており、特に、納付率が低調な若年者の利用率が高い（利用者の約1/4は20歳台前半）ことから、収納対策の一つとして成果を上げている。

また、インターネットバンキング等による電子納付の利用件数は、24万件（対前年度10万件増）、収納月数は57万月（対前年度24万月増）となり、着実な収納効果が図られている。

⑧ 事務局・事務所別の状況

《納付率》

(納付率の高い上位3事務局)

	18年度	
	納付率	対前年度改善幅
1	島根 79.6%	山梨 +1.5%
2	秋田 78.0%	秋田 +0.7%
3	新潟 78.0%	山形 +0.4%

(納付率の高い上位3事務所)

	18年度	
	納付率	対前年度改善幅
1	高山(岐阜) 85.7%	白河(福島) +4.1%
2	七尾(石川) 84.2%	武雄(佐賀) +2.5%
3	千代田(東京) 83.8%	甲府(山梨) +2.1%

《口座振替》

(口座振替加入率の高い上位3事務局)

	18年度	
	口座振替加入率	対前年度改善幅
1	島根 61.4%	奈良 +2.6%
2	福井 59.9%	岩手 +2.0%
3	長野 59.6%	栃木 +1.8%

(口座振替加入率の高い上位3事務所)

	18年度	
	口座振替加入率	対前年度改善幅
1	高山(岐阜) 75.9%	白河(福島) +4.6%
2	長野北(長野) 72.4%	千代田(東京) +3.6%
3	宇和島(愛媛) 71.1%	奈良(奈良) +2.9%

《国民年金推進員活動》

(1人1ヶ月当たりの収納月数の多い上位3事務局)

	18年度	
	収納月数	対前年改善幅
1	岩手 90.6月	山梨 +17.6月
2	佐賀 73.4月	大分 +14.0月
3	大分 72.9月	香川 +13.2月

(1人1ヶ月当たりの口座振替獲得数の多い上位3事務局)

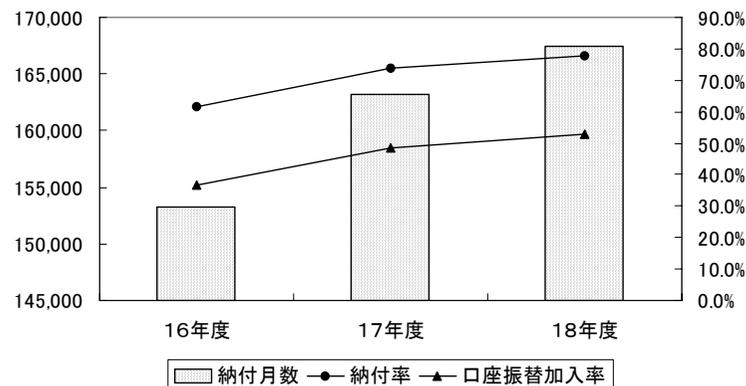
	18年度	
	口座振替獲得数	対前年改善幅
1	石川 3.7件	山梨 +1.5件
2	山梨 2.9件	宮崎 +0.5件
3	福井 2.5件	静岡 +0.4件

《収納対策の成果》

1. 白河社会保険事務所（福島事務局）の取組

昨年に引き続き、未納者に対して独自の催告状を送付し、未納者の属性別に徹底的な事後フォローを行い、納付月数、口座振替加入率を伸ばすこと等により、2年連続社会保険事務所別全国第1位の改善幅（4.1%）を達成。

特に口座振替加入率は、17年度に11.8%増加、18年度に4.5%増加しており、確実な収納の主な要因となっている。



2. 武雄社会保険事務所（佐賀事務局）の取組

納付率低下の原因となっている要因を分析し、対象者の属性別に絞った収納対策を継続して行い、社会保険事務所別全国第2位の改善幅（2.5%）を達成。

- ① 事務所全体の未納者の4割を占める武雄市、嬉野市の対策
来所通知書を早期（9月）に送付し、反応がなかった者へ、強制徴収に移行することを記載した来所通知や催告状を送付（12月・2月）。徹底的な後追いを実施。

※ 来所通知を白封筒で宛名を手書きにする等の工夫を行い、高い接触率を維持。（事務所全体で15%以上）

- ② 納付率の低い30歳未満の未納者への対策

来所通知や戸別訪問等の納付督促を早期に実施し、納付困難な方には、若年者納付猶予等の勧奨を行ったことで若年者層の納付率が上昇した。

		対象月数	納付月数	納付率
武雄市	17年度	71,308	51,532	72.3%
	18年度	68,205	50,539	74.1%
	前年比	-3,103	-993	1.8%
嬉野市	17年度	49,776	34,788	69.9%
	18年度	47,708	34,497	72.3%
	前年比	-2,068	-291	2.4%

☆年齢別納付率

		17年度	18年度	改善幅
20歳	武雄	54.9%	63.7%	8.8%
	全国	53.3%	49.6%	-3.7%

		17年度	18年度	改善幅
20～29歳	武雄	64.8%	70.6%	5.8%
	全国	56.7%	55.2%	-1.5%

3. 山梨社会保険事務局の取組

職員の納付月数増加への意識改革と、未納者の属性別に連続した収納対策を行うことにより、社会保険事務局別全国第1位の改善幅（1.5%）を達成。

- ① 職員に対して、様々な機会を通じて「納付月数を少しでも多く増加させる」という意識を持った行動を徹底。
- ② 未納者を属性別に振り分け、年間を通じて、文書督励、電話督励、集合徴収、戸別訪問等を行うとともに、それぞれの収納対策が、計画的に連続した取組となるように工夫しながら、丁寧かつ効果的に行った。
 - ◎ 強制徴収対象者（今後の対象者も含む）・・・読んでいただけるように文面、色を工夫したはがき形式の催告状、年金制度の有利な点をPRし、納付書を同封した独自催告状、強制徴収への移行を示唆した特別催告状等の発送。
 - ◎ 中・短期未納者・・・納付状況カードを複写様式として活用した納付状況等の記載された独自催告状を送付するとともに、電話督励や推進員による戸別訪問と連携した取組を実施。
 - ◎ 団塊の世代・・・大量退職等の社会情勢を踏まえ、フルペンションに達しない者に対して任意加入の勧奨を強化。
- ③ 事務局ができること（※）は事務局が行い、事務所の負担を軽減して納付督励が円滑に実施できるように連携。
 ※ 方針策定、評価・分析及び進捗管理等

4. 秋田社会保険事務局の取組

平成18年度事業計画の重点実施事項を確実に実施するため、事務局・事務所が一体となって収納対策を行い、進捗状況を個人別に管理することにより、全国第2位の改善幅（0.7%）を達成。

- ① 収納対策の分析に必要な資料を毎月事務局で作成し、各事務所へ提供することにより、迅速に対策に反映。
- ② 体制強化のため、全部署の職員を対象に「収入官吏」を発令した。（総職員136名中116名発令。85.3%）
- ③ 行動計画の進捗に当事者意識をもたせるため「職員別個人管理表」を導入した。
- ④ 国民年金推進員のレベルアップのため、

- ・ 特別徴収専門官が推進員活動報告日における事務所での指導・意見交換に参加
- ・ 成績不振の推進員に特別徴収専門官が随行し、実践指導を実施
- ・ 成績優秀な推進員を他事務所に派遣し、実体験等の意見交換を実施

☆ 国民年金推進員活動状況

	17年度		18年度		対前年比	
	面談率	収納月数	面談率	収納月数	面談率	収納月数
秋田	68.7%	54.6月	72.8%	67.2月	4.2%	12.6月
全国	48.5%	41.3月	51.6%	44.3月	3.0%	3.0月

※ 収納月数は1人1ヶ月当たり

⑨ 強化指定事務所の納付状況

平成18年度における収納対策強化社会保険事務所として、以下の12事務所を指定し、管下事務所の対策強化と本庁からの指導・支援を展開。

ア 平成18年度の収納対策強化事務所

⇒ 北海道、青森、宮城、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、三重、大阪、沖縄
(参考) 指定事務所管内の事務所数(128事務所)

【選定の考え方】

1. 平成17年度における各都道府県の納付率(現年度分)が、それぞれの事務所の規模(平成17年度の納付対象月数)を考慮した場合に全国の納付率に及ぼした影響度が大きい10事務所
(北海道、青森、宮城、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、三重)
2. 免除等の不適正事案の処理件数が多く、かつ、事後処理の影響により、行動計画の進捗状況の遅れが顕著である4事務所
(静岡、三重、大阪、沖縄)

イ 本庁支援の内容

- 指定事務所ごとに専任指導責任者を複数名設置し、責任体制を強化
- 本庁と指定事務所間の対策会議を毎月実施し、迅速かつきめ細かい進捗管理と指導体制を措置
- 社会保険事務所における国民年金特別対策本部会議への出席及び社会保険事務所への訪問による直接指導・助言等

ウ 取組結果

- 指定12事務所は、平成17年度納付率が全国に及ぼすマイナス影響度の上位10事務所が主に選定されているが、平成18年度納付率の全国へのマイナス影響度では、引き続き上位10位以内にあるのは4事務所となり、逆にプラスの影響度で4番目となった三重をはじめとして、6事務所がマイナス影響度では改善した。
- 平成17年度の免除等の不適正事案の事後処理等、年度前半における収納対策の遅れに対し、直接指導、ヒアリングを行い、また社会保険事務所に直接収納対策の計画変更や追加の必要性を具体的に指導・助言したことにより、取組姿勢が前向きとなり、事業管理も的確に実施できるよう改善した。

3 平成19年度の収納対策等について

(1) 平成19年度の収納対策の主な内容

1 所得情報の確実かつ早期取得



収納対策を効率的・効果的に実施していくためには、確実かつ早期に所得情報を取得することが前提。平成18年度は、10月末において80%の市町村から所得情報を取得。
平成19年度においては、9月には全市町村から情報取得し、さらに12月に追加情報を取得するよう取り組む。

2 未納者属性に応じた効率的・効果的な対策の全国展開



平成18年度に着手した未納者属性に応じた対策を、平成19年度は全国展開する。
さらに未納者属性を細分化し、地域の特性も踏まえ、工夫した対策を社会保険事務所毎に展開する。

3 強制徴収の充実・強化



平成18年度までは、最終催告状の発行を目標にして、強制徴収の流れ作りに取り組み、一定の成果を上げることができた。
平成19年度は、最終催告状の発行から、督促状、財産調査、差押えまでの取組を確実かつ速やかに実施し、強制徴収対象1件当たりの収納月数の増加を目指す。

4 市場化テスト実施事務所の拡大に伴う効率的・効果的な徴収体制の確立



市場化テストの実施事務所を、平成18年度の35カ所から平成19年度は95カ所に拡大。これまでの実績評価を踏まえて、収納率向上に寄与する要求水準の設定など、仕組みの改善を図るとともに、社会保険事務所と受託事業者が一体となって収納対策に取り組む連携体制を構築する。

5 個人別・実績ベースの進捗管理



平成18年度までの社会保険事務所毎の取組件数を管理する行動計画から、平成19年度においては、個人別の目標設定と実績管理による行動計画とする。

1 所得情報の確実かつ早期取得

収納対策を効率的・効果的に実施していくためには、確実かつ早期に所得情報を取得すること及びできるだけ多くの情報を磁気媒体で取得することが必要であり、そのことを前提に市町村から協力を得るための取組みを進める。

(平成18年度の状況)

- ・ 平成18年度は免除等の不適正事案の影響もあり、当初殆どの市町村において、7月予定であった所得情報の取得が大幅に遅れ、全体の約80%の市町村から取得できたのは10月末となった。
- ・ そのため、免除勧奨等の取組が大幅に遅れ、それに伴い、納付督促及び強制徴収にも影響が出て、収納対策全体が十分に進捗しなかった。

平成19年度の取組

- 平成19年度においては、全ての市町村から9月までに所得情報を取得し、免除等勧奨、強制徴収の実施に早期に活用できるよう取り組む。
- また、12月に再度追加情報を取得し、年度末収納対策に活用する。

2 未納者属性に応じた効率的・効果的な対策の全国展開

平成18年度に着手した未納者属性に応じた収納対策の取組を、平成19年度においては全国展開し、未納者属性をさらに細分化し、地域の特性も踏まえ、工夫した対策を社会保険事務所毎に実施する。

(平成18年度の状況)

- ・ 収納対策について、いわゆる白河方式等の好取組事例を全国に紹介し、取組が可能な社会保険事務局・事務所において取組を実施。
- ・ 実施した社会保険事務局・事務所においては一定の成果をあげたものの、継続的な取組は一部地域に限定され、局所的な成果に止まった。

平成19年度の取組

- 未納者属性に応じた基本的な収納対策の取組を全国的に定着させる。
(未納月数、所得状況、前年度納付状況等毎の対策)
- 未納者属性の区分を細分化し、地域の特性も踏まえて、社会保険事務所毎に工夫を加え、より効率的・効果的な収納対策を実施する。(年齢、適用区分、加入年数、免除等の種類、地域、時期等毎の対策)
- これらの取組により、納付月数の増加を目指すとともに、免除等の申請を確実に取得し、納付率の向上を図る。

3 強制徴収の充実・強化

強制徴収対象者に対する最終催告状の送付件数の増加により、強制徴収への着手は着実に実施されてきているが、今後は、最終催告状送付後の取組を厳格、適正かつ速やかに実施し、収納月数の増加に結びつけていく。

(平成18年度の状況)

- ・ 最終催告状は約31万件送付。督促状は約12万件、差押えは約1万件実施。
- ・ しかしながら、収納月数は9万月であり、最終催告対象月数の約1割に止まっている。

平成19年度の取組

- 当面の取組の目安を設定。
 - ・ 督促状の発行 → 最終催告状送付者の50%以上
 - ・ 差押えの執行 → 督促状送付者の20%以上
 - ・ 口座振替 → 最終催告状送付者の20%以上
 - ・ 収納月数 → 最終催告対象月数の30%以上
- 最終催告状送付から、差押えの執行までを1年で完了させるよう、それぞれの取組を厳格、適正かつ速やかに実施。
- 滞納処分は、専門知識を有する徴収職員が必要であり、中長期的に指導・育成を実施。

社会保険大学校における研修実施状況（平成17年度～平成18年度）

年度	研修種別	回数	1回当たり時間	参加者数(人)
17	中堅職員研修	2	5～7	115
	専科基礎課程	1	17	48
18	一般職員研修	10	3	717
	中堅職員研修	2	7～14	103
	専科基礎課程	3	24	183
	専科応用課程	2	24	116
			合計	1,282

4 市場化テスト実施事務所の拡大に伴う効率的・効果的な徴収体制の確立

現在、市場化テストモデル事業として実施している国民年金保険料の収納業務については、平成19年10月から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札の対象業務として本格実施することを踏まえ、収納対策としてより一層の実効性を上げる取組が必要。

(平成18年度の状況)

納付月数が同一事務局内の他の事務所の達成率を

上回っている = 17カ所〔水戸北、水戸南、川越、熊谷、浦和、上野、墨田、江戸川、荒川、鶴見、厚木、相模原、横須賀、名古屋西、三宮、兵庫、中福岡〕

下回っている = 18カ所〔*弘前、木更津、佐原、松戸、*足立、港、新宿、渋谷、武蔵野、*熱田、下京、*平野、大手前、今里、福島、難波、城東、*宮崎〕

※ なお、モデル事業の実施期間は、平成19年9月末までであるが、実施状況については、平成19年3月末までの途中段階のものである。

平成19年度の取組

- 社会保険事務所の収納対策の全体戦略は事務所自らが構築するものであり、その一つのパーツとして未納者に対する納付督促業務の民間委託を最大限活用し、全体の納付状況の向上を目指す。
- 対象事務所においては、自らは強制徴収や免除等申請勧奨の業務に特化し重点的な取組を実施する一方で、受託事業者の毎月の実施結果を分析し、適切な指示・指導を行うとともに協力連携を図る。
- 受託事業者と連携した取組
 - ・ 毎月、社会保険事務局において事業実績の分析を行い、社会保険事務局・事務所と受託事業者との収納対策会議を開催し、収納対策の内容、時期等について調整を行う。
(対象者の確認、集合徴収の共同実施、納付書の送付、多段階免除者への督促の連携 等)
 - ・ 毎週、毎月の情報提供のほか、受託事業者の事業実施に有効と考えられる情報を的確に提供。
- 社会保険事務局は、事業状況の分析、受託事業者との協議状況を毎月本庁の国民年金事業室に報告。国民年金事業室は、市場化テスト地区指導体制を設けて、随時、指導・調整を行う。

5 個人別・実績ベースでの進捗管理

職員一人一人が納付率向上に向けてしっかりとした意識を持ち、一つ一つの行動が確かな手応えとして感じられる取組とするため、これまでの組織別の進捗管理の前に、職員一人一人の個人別及び実績ベースでの進捗管理に取り組む。

(平成18年度の状況)

- ・ 社会保険事務所毎に、目標納付率と収納対策の行動計画を策定。
- ・ 実施した収納対策毎に、週単位の取組件数を把握。
- ・ 未達成分があれば翌月に取り戻しができるように取り組み、行動計画の進捗と納付率の向上を図る。

平成19年度の取組

- 個人別に納付月数、免除等の目標を設定。社会保険事務所は、その積み上げを行動計画として策定。
- 個人毎に日々の実績管理を実施。社会保険事務所は、個人毎の進捗管理と、社会保険事務所としての行動計画の進捗管理を実施。
- 実績評価は、収納実績（分子）と免除等実績（分母）とをそれぞれ評価することとし、以下のような評価についてモデル的に実施する。

(収納実績の評価)

- ・ 保険料納付者数の増加を評価する。特に、確実な納付者の割合を評価する。
- ・ 確実な納付者の増加に有効な、口座振替及び前納を評価する。
- ・ 納付拒否者等を除いた督促対象者の中における納付者及び納付月数の増加状況を評価する。

(免除等実績の評価)

- ・ 免除等対象者を申請拒否者等と勧奨可能な対象者に区分し、免除等対象者全体への取組だけではなく勧奨可能な対象者への取組も評価する。
- ・ 多段階免除対象者への取組を評価する。

(2) 平成19年度における強化事務局の指定

平成19年度における収納対策強化社会保険事務局として、以下の12事務局を指定し、管下事務所の対策強化と本庁からの指導・支援を徹底する。

⇒ 北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、高知、福岡、沖縄
(参考) 指定事務局管内の事務所数(149事務所)

【選定の考え方】

1. 平成18年度の納付率は、対前年度マイナスという結果に終わったことから、納付率の改善を図るため、納付対象月数が多く、規模の大きい10事務局を指定
(東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、兵庫、北海道、福岡、静岡)
2. 規模は小さいが、対前年度マイナス幅が特に大きい2事務局を指定
(沖縄、高知)

《本庁支援の内容》

- 指定事務局ごとに専任指導責任者を複数名設置し、責任体制の強化を図る。
なお、市場化テスト対象事務局と重なることから、市場化テスト及び強制徴収の取組も合わせて指導体制に取り込む。
- 本庁と指定事務局間の対策会議を毎月実施し、迅速かつきめ細かい進捗管理と指導体制を措置。
- 社会保険事務局における国民年金特別対策本部会議への出席及び社会保険事務所への訪問による直接指導・助言等を行う。